

第 1 回座間味村議会定例会

第 2 日 目

3 月 7 日

平成25年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年3月6日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成25年3月7日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成25年3月7日 午後3時35分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	金 城 勝 英	3 番	金 城 善 昇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 村 英 美
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監	垣 花 健	教 育 課 長	野 崎 進
	総 務 課 長	大 城 直 人		
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		

平成25年第1回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成25年3月7日午前10時00分開議）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2	議 案 第 2 号	座間味村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
3	議 案 第 3 号	座間味村村道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
4	議 案 第 4 号	座間味村公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について
5	議 案 第 5 号	座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
6	議 案 第 6 号	座間味村簡易水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
7	議 案 第 7 号	座間味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
8	議 案 第 8 号	座間味村ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
9	議 案 第 9 号	特別の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
10	議 案 第 10号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
11	議 案 第 11号	ニシバマビーチ観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
12	議 案 第 12号	座間味村有繁殖豚貸付条例を廃止する条例について
13	議 案 第 13号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
14	議 案 第 14号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更について
15	議 案 第 15号	辺地に係る総合整備計画について
16	議 案 第 16号	平成24年度座間味村一般会計補正予算について
17	議 案 第 17号	平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算について
18	議 案 第 18号	平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算について
19	議 案 第 19号	平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算について
20	議 案 第 20号	平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算について
21	議 案 第 21号	平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算について

○ 議長（中村秀克）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 金城勝英議員及び3番 金城善昇議員を指名いたします。

日程第2．議案第2号 座間味村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 座間味村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第2号 座間味村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第3号 座間味村村道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 座間味村村道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第3号 座間味村村道の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第4号 座間味村公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定についてを議題とい

たします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

第10条なんですが、「公営住宅の1戸の床面積の合計は、25平方メートル以上とする」、「以上」であるんだけど、上限はないように思われますけれども、これは、村としては、どれぐらいの大きさを考えておられるのか、「以上」だけではわかりませんので。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

最大1戸当たり60平方メートルを予定しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

大体部屋の構造は、どういう考えをされておりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これはキッチン、トイレ、部屋が2つですね、4畳半のスペースを予定しています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

キッチン、トイレ、部屋が2つ、何かあれですね、子供が二、三名いると小さい家になるような感じなんですけど、中学生2人ぐらいいたら、これは大変な状態になるなど。せめて部屋3つぐらいはほしいですね。はい、以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 座間味村公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第4号 座間味村公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号 座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

公営住宅の設置及び管理条例ということですが、この中にですね、私、前から不思議に思うんですが、職員が公営住宅に入っている場合が非常に多いんですね。その中で住宅手当もあげているという状況があるんですが、これに関して何か何にもこれ条例改正がというか、条例の中で何もうたわれてないのはなぜなのでしょう。これは多分総務課の範囲になると思いますので、その辺ちょっとお答えください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

役場の職員が公営住宅に入っているケースはあると思います。いろんな観点から御指摘をされていると思います。優先して村民に提供したほうがいいのではないかと、こういう議論を含めてですね、いろんな角度から検討したいと思います。今回は、地域主権一括法関連の条例改正にとどまっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

改正する前には、そういう苦情とかですね、あった場合にはそこまでも含めて条例改正を行うように。そうでなければですね、今、いみじくも御本人がおっしゃったんですけど、公営住宅に入りたいという人、非常に多いですね。ところが職員が入っていて、さらに住宅手当をあげているという。そういうものもあって非常に不平不満が多いんですよ。多分耳に届いていると思いますよ。シャットアウトしているかもしれないけれども、そういうのがあるので、そういうこの法令が変わったから、どうのこうのではなくて、そういうところもあったら、逆に自分から条例を改正してやっていってもらわないといけないんじゃないかなんと思っているんですよ。

これは、これと関係なく提案なんですけど、職員になって2年目からは公庫から借り入れして、住宅資金を借り入れして、職員は住宅建設をさせたらどうかと。座間味村の職員だったら公庫は喜んで貸すと思いますよ。その辺のダイビングショップに勤めているのとは違いますからね。そうすれば、公営住宅をつくっても逆に空いているからみんな入ってくれと募集するぐらいになるんじゃないですか。そうすれば運営的にもよくなると思いますよ。管理条例の一部だということで申し上げたんですがね、そして役場職員が入っている本人は悪気があって入っているんじゃないですよ。住宅手当も悪気があってもらっているわけでもないんですよ。ところが、外から見ると優先されていると、おまけに後ろから追加の支給があるというふうな形になっているので、それは職員も含めて、管理職も含めて、そういうのはちゃんと議論して、逆に自分たちが改正したいですよということをやってもらえませんか。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

1件ですね、ちょっと前回は聞いたことがあるんですが、今現状、村営住宅、ペットを飼っている方、飼われていない方、いわゆるペットが好きな方、嫌いな方も含めて入居されている方がいらっしゃるわけですか。

が、ペットをいわゆる飼っていいのかどうかですね、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

ペットに関する規定は、村営住宅の設置管理条例の施行規則の第5条の関係のですね、様式第6号の調書に「住宅内においては、他人のめいわくとなるような家畜獣類は飼育いたしません」という宣誓書にサインをさせてあります。

現在ですね、調べたところ、ペットを飼われているのは64世帯でしたかね、12世帯で飼われているようです。そこで解釈としましてはですね、明確なペットを飼ってはいけませんというのは条例施行規則、様式でサインをさせている。様式では、そういうふう「めいわくになる」と言って、「家畜獣類」と言ったときですね、家畜は当然人間が食用にしたりする家畜ですね、獣類を調べたら、けだもの類、けもの類、全身に毛の生えた4足の哺乳動物、犬・猫を指すなと思います。そうすると形容詞に「めいわく」のかかるとなるので、私どもの今、運用上はですね、黙認してなくて、迷惑があれば、すみません迷惑になっていますので、サインをしたのでペットは処分してくださいということになると思いますね。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

はい、よくわかりました。全身に毛が生えて4本足…、何かちょっと似ているような人もいるような気がするんですが、わかりました。そういうクレームがあった場合には、やはり事前にサインをされているから、飼わないでくださいということができるといことですね。はい、よくわかりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今に関連してですけど、いつかクレームが来たときに対応できる体制はあるの。今の件、クレームが、要するに迷惑だということでクレームが、小さい地域だから多分匿名になると思うけど、来たときに、ほんとに役場は対応できるのかな。それ、ちょっとそういう体制はどういう体制になっているのか、お聞かせ願いますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今、十何名の方も飼われて、そしてクレームが今の段階はありません。やっぱり小さな限られた地域ですので、だれが言ったとか、いろんな課題もあって、それぞれで牽制し合ってそうなっていると思います。

もちろん、かなり悪質になった場合は、これはやっぱり対処しないとけないと思っています。そういう体制自体は当然担当もいますので、私どもは担当任せにせず、組織をもって対応します。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

すみません、もう一度、興味があるから。結局何年間も放置されて、何ていうの10年も飼っていて、今

さら出しなさいということが実際言えるのかということと、権利としてね、発生してるんじゃないかと私は思うんだけど、今さらという話になる。

それと今の話、署名させているので実行させる、じゃあ新しい人、入る人たち、要するに権利を認めるか認めないかを別としてですよ、署名に対しての再度の念押しができるのか。それと、じゃあ新しい人から差別じゃないかと言われたときの対応について、考え方について、ちょっと整理して答弁してもらえないですか。

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

大変いい御指摘だと思います、新しい方にどうするかとは。今、ペットに関してですね、やはり私どもの公的な、ちゃんとしたクレームはないんですが、実際はにおい、鳴き声、いろいろあるかと思います。そういうことを踏まえて、やっぱり新しいものについてもですね、いろいろ検討して対応してまいります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第5号 座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第6号 座間味村簡易水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

この条例は水道に関する条例でどこが改正されたがチェックしたところ資格基準に対するもので、たとえば水道工事を監督する時に経験が10年あった人がこれが大きく変わって、10年が5年に改正されております。

本村に於いて水道工事をさせる場合、資格者に免許証を出してもらいさせているのか、お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質疑にお答えします。

今回の条例は先ほどありましたように、これまで実務従事数が10年から5年に変わったということですが

ね、そういうのが。それと技術を有するというので、村長が認めると。そういうのが一番要因となっていますね。

それと本村では今、役場には1人のそういう資格者というんですか、がいて、実際担当のほうでは今、そういう実務をまだ経験していないので、いませんですね。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

課長、今、私が聞いたのはですね、これは布設工事監督者というのと水道技術管理者というのが、資格がありまして、ちょっといろいろ資格的にもまた違うものがありましてですね。今、私が聞いているのは役場のほうはちゃんと今現在、私が覚えているのは前に言った中村 勇さんと壮一郎さんがわざわざ本土のほうまで行きまして資格を、研修を受けたと言っているのは私もよく存じております。

今、私が聞いていますのはですね、本村の水道工事、管布設工事をするときにですね、この水道管理技術者の免許関係、それはすべて必要になってきます。これは、水道法は結構厳しいものですから、飲み水ですので、すべての健康状態、それにすべて影響してきます。物すごく重要なことですので、これから水道工事とか、そういうふうに役場のほうでお願いしてさせるときには、ちゃんと資格がある方に監督、もしくは…。管布設工事はだれでもできるんですけど、その中にちゃんと資格を持った管理者がいないとですね、もし万が一何かあった場合には、すべて役場執行部が、行政側の責任が問われますので、その点はしっかりと監督してですね、させていただきたいというふうに思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

水道について、座間味村には管理者が何名いるのか…。この資格を持っているのですね、管理者の資格は何名いるのかをお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

役場管内で1人ですね。1人です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

ちょっと話を聞いたんですけども、阿嘉と慶留間と、それから座間味があるんですけど、座間味で見ている管理者、それから阿嘉・慶留間の管理者も何か別の人をお願いしているという話があるんですが、これは本当ですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員、もう一度詳しい内容をお願いします。

○ 2番（金城勝英議員）

この管理者の中には、前に役所にいました中村 勇さん、彼と今、壮一郎さんが持っているわけですね、座間味村の管理者の資格は。それで今、阿嘉と慶留間のほうは、聞いたら中村 勇さんをお願いしているというふうな。何か水道のあれで工事があつたら、どことなく仕事はいつもきつつけけれども、その水道の工事、

いろいろなものに携わっているわけですね。だからそれにおいて、それはいいことはいいんですけども、例えば役所にいる壮一郎さんの場合においては何か手当をあげたら二重になりますので、できないと思いますが、今、阿嘉・慶留間を見ている人に何か、手当か何かあげているかどうかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

阿嘉・慶留間については手当を支給しておりません。

○ 2番（金城勝英議員）

やっていない。

○ 公営企業課長（野崎 康）

はい。ただ、区から依頼したときは賃金ということで支給をしていますけど、管理面での支給はしておりません。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

とにかくじゃあ役所の言い方と本人の言い方と違いますね、食い違っていますね。だから、あらゆるものがあつたらすぐイサムのところに電話が来るみたいですね。いろいろ水道の工事の場合は管を閉めたりとか、工事のいろいろなものやっているわけですよ。だからこれ、それは今から持たせなくてもいいわけだよね、本人に言って。だから、こういうのはですね、やはり皆さんは、ただ簡単に電話をかけてこうこうやっているけれども、今まで一銭も何かもらったこともないそうですね、非常に。だから、こういったところはですね、ちゃんとやってもらわないと困るわけですよ。役場職員上がりだから、当たり前みたいに資格があるからというふうなものではなくてですね、やはり何かのそういったところは何かちょっと見ないと、今後のいろいろなものに困ってくると思います。これで終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

この資格者、有資格者が役場に1人しかいないということなんですけど、具体的に職員を研修に行かせて増やす必要があるのか、またそういう意思があるのか、お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今現在1人でやっていますけど、近い将来、経験5年以上ということであるので、また村長がするというのでありますので、できるだけ多くの方に資格を取らせてあげたいなという考えです。前向きに検討したいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

希望的にやりたいじゃなくて具体的な計画に基づいた、そういった計画と、なければ、それを今後つくていくのか。5年ということですから、ある程度長期的な人材育成になりますけど、そういった形で

やっていくのかお聞きしていますけど、どうですか。

それと壮一郎さんも50歳過ぎていますよね。壮一郎さんは50歳過ぎていない、まだ48歳か。皆さん平均年齢が高いものですからね。これは若いときに取っていますよね。必要だから取らせたいんですよね。役場内部に必要な資格であれば、ちゃんとした人材育成の計画、プランをつくって実施していただきたいと思いますが、どうですか、そこら辺は。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

御提言ありがとうございます。今後、検討してやって…。

○ 6番（宮里清之助議員）

いや、これは検討じゃなくて、実際やるんですか。検討ではない。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

そうですね、まだ計画は、課長からもあったように計画はまだ立てておりませんが、そういう将来的なビジョンといたしますか、そういうところも踏まえて、しっかりと対応させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

対応ということは、村長は必要があるということで、認識でよろしいですね。

○ 村長（宮里 哲）

そうです。

○ 6番（宮里清之助議員）

じゃあ、いい方向でよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

いい方向に持っていくかということでもありますけれども、これは条例の最後のほうに「前各号に掲げる者と同等以上の技術を有すると村長が認める者」ということになっていますけれども、実際に国家資格とかそういうものがなくても村長が認めればオーケーだよということになっているので、これは非常に危険な感じもあるんですよね。

さっき皆さんから出ているように村の責任の話もありますように、国家資格は確かに必要なものであれば、入って頭がまだ固くならないうちに早く資格を取らせてね。その人が、全協のときに勝英議員から話が出ましたけど、資格を取らせて、その後すぐにほかの課に異動してどうすんだということもあります。しかし、この人に水道関係の資格を取らせて長い間そこで、最後は課長までいかそうと思えばですね、徹底してそういう勉強をさせて、資格を取得させたほうがいいんじゃないかなと思いますよ。

異動しなければ、その昇格がないというふうにして、よく公務員の方、話が出るんですけどね、それは違うと思うんですよ。異動しなくても同等のあれを、資格を与えられますからね。その辺は多岐にわたって勉強したほうが、確かにいいではあります。しかし、確実に後輩が育つ、資格を取るまでは、その人を中心に

やっていくというぐらいのことであればですね、いいんじゃないですかね。こういうのを、資格を取ってくれば、きのうもめたラスパイレス指数の、あれも特昇もあり得るわけですからね。そういうものも考えて、資格はできるだけ最後の条文の資格は村長が認めたらもらえますよというふうにじゃなくて、その前にちゃんと自分で勉強したものが管理者となり得るという部分を強調してやってもらいたい。そういうことです。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

すみません、たびたび。ちょっと話があれですけど、今、水道の広域の話が水面下で進んでいますよね、具体的な話はまだ決まっていませんけど。仮になった場合には、座間味村としてこういった業務とかというのが、そのまま残るんですか。

質疑の趣旨、わかりますか。もし、そういった想定があるから、別に新たに時間のかかることやらなくていいということになるかもしれないし、そこら辺の…。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

これはあくまでも配水池までの広域のもので、このほかは村がやるということになっていますので、それに対しては問題ないと思います。

○ 6番（宮里清之助議員）

わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 座間味村簡易水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第6号 座間味村簡易水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に

関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第7号 座間味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 座間味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第7号 座間味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第8号 座間味村ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

座間味村のごみ処理施設でございますけれども、2ページにありますように、第4条でございますけれども(1)から(10)まで非常に難しい試験をやらなければいけないようなものがあるわけですね。これにおきまして、村はその管理者をどのように考えているのかですね、今のところだれも持っていないと思いますが、今後どのような考えがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮村英美)

まず今回の条例なんですが、これは第4条に職員、新たに技術管理者の資格を設けると。これは法律の一部改正によって、その設定の必要があるということで提案をしておりますが、現段階の座間味・阿嘉クリーンセンターの処理場におきましては、この技術管理者という今回の条例には適用されないという部分があつて、これは例えば現在、小型のごみ焼却炉を設置しています。この場合に、1時間当たり200キログラムまでの焼却能力であれば廃棄物処理法にはかからないというものがあつて、これはあくまでも今後、これまで使用してきた熔融炉がありますよね、そういう大きな施設の場合に、こういう技術者が必要になってきますよということでありまして。

それで例えば現在の施設で仕事をしている方々が10年以上、それに携わった場合には、その方は技術者として村長が認めることができますよということの法律であります。

○ 議長(中村秀克)

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

じゃあ今、現在のところは今の支障もないという、解してよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

現在、資格を持っている方がですね、お一人います。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

はい、わかりました。終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

直接の条例ではないんですけど、座間味村のごみ処理の基本計画と申しますか、これが平成14年に基本計画が策定されたもの、そのままですよ。それ以降、ごみ処理の環境が大分変わって、いろいろごたごたもありましてね、今、那覇市にごみを搬送しているんですけど、基本的に裁判も終わったんですけどね、実際溶融炉の施設は残っていますが、ごみ処理のそういった基本計画みたいなものは今回条例にもあるんですけど、この条例は平成14年につくった、あの計画に基づいてですよ。結局今、現状に合った形での座間味村のごみ処理の基本計画みたいなものは考えられているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

基本計画というのはございませぬが、当面の間は現在と同じように那覇・南風原町環境組合でしたか、そこに輸送して処理を考えております。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

現状は今、平成14年につくったごみ処理計画がございませぬので、その内容を精査してですね、変更等がある場合、あるいは計画が終了した時点では、また新たなごみ処理計画をつくることを検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

資格の問題なんですが、先ほど何か1人持っておられるということでありましたけれども、これは現場の人ですか、それとも職員の中にだれかが持っていて、関係ない人たちが仕事をしているのでしょうか。これは、どういうふうになっていますか、お答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは職員の中に1人免許を持った者がおります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあ、この職員は今、何を担当されておりますか。ごみ行政と関係ある部署におられますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

現在、総務課の職員でございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何かいろいろ資格を持っている人は全部そのほかに吸い上げられて、担当課には資格者がいないという状況になっているわけですか。大変なことですね、これは。何か牛の繁殖技術の資格を持っている人が何か、船のロープ取りをしているということもありますのでね。ちょっと何か資格を取らせて、ほかの課に異動するのはちょっとどうかと思いますよ。しょうがない話でもありますけどね。人数が少ない行政なので、しょうがない話ではありますけれども、できるだけ担当課に置くようにしていただきたい。

あと、先ほど条例とはちょっと関連しないのかなとは思うんだけど、阿嘉にですね、前、焼却炉が動いていたときの焼却灰がかなりあるんですよ。あれは何かしないことには、あれは多分ダイオキシンの数値は高いと思うんですね。あれも十何年たっていますから、そろそろもう袋が危ない状態になってきていますので、それを何とか片づけてもらわないと、向こうで今、仕事をしている人たちは、その近くにしょっちゅういるものですから、このダイオキシンにかなり近づいていますので、この際、条例と一緒に、条例も作成するんですけど、ああいう過去の遺物を、この際処理してもらいたい。これは予算の関係もありますけれども、ちゃんとそれも処理してほしいなど。きのう、チリメーサーも見てきましたけど、あんなものじゃないんですね。何トンもありますから、それを早急に。あれは、人の命にかかわることですので、これは早急にやっていただきたい。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 座間味村ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第8号 座間味村ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第9号 特別の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 特別の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第9号 特別の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第10号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第10号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第11号 ニシバマビーチ観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 金城弘昭議員。

○ 5番(金城弘昭議員)

これはニシバマビーチのシャワー施設のことなんですが、今現在、阿嘉島ニシバマビーチのシャワー室で4基ですかね、4基ついていますか、6基ついています。それはコイン式になっているんですけども、前にちょこちょこの料金問題で、回収問題で結構いろいろありましたけれども、今現在ですね、例えばこれからゴールデンウィークとか、その辺が入ってきますので、お客さんがどんどん入ってくると思いますけれども、この料金の回収、徴収、それをですね、あけて取る、その担当とかそういうものに関しては、どこかに委託されて、ちゃんと管理してされているんですか、どうですか。

○ 議長(中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮村英美)

そのシャワー施設に関する管理につきましては、去年、阿嘉出張所ができていますので、その職員が現在、徴収をしております。

○ 議長(中村秀克)

5番 金城弘昭議員。

○ 5番(金城弘昭議員)

はい、わかりました。前にいろいろ阿嘉島のほうでですね、この管理に関しての問題が結構あって、いろいろたくさんございましたので、今後そういうことがないような形でですね。確かに阿嘉出張所ができていますので、例えば1週間に1回、3日に1回、その辺をぴしっと決めてですね、しっかりとした管理を。いろいろまた夜間とか夏休みに入ったらですね、いろんな方が来ますので、それを徹底して監督していただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○ 議長(中村秀克)

ほかに質疑ありませんか。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番(宮里祐司議員)

ちょっと関連するかどうかはわかりませんが、現在同じように古座間味ビーチのほうもシャワー室があると思うんですが、古座間味ビーチのほうは今、利用料金のほうはどのように徴収していますか。

○ 議長(中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮村英美)

向こうは現在300円の使用料が出ますが、売店を借りている方が管理をしてくれています。

○ 議長(中村秀克)

7番 宮里祐司議員。

○ 7番(宮里祐司議員)

はい、わかりました。

私も見たことがあるんですが、いわゆるシャワー室に近い業者のほうが回収を行っていると思うんですね。夏場の忙しい時期だとかですね、結構人手が足りないということで食事をつくったりとかしながら、でもシャワーに入りたいと人はずっと並んでいる状態。手が空いたときに、また料金を徴収してシャワーに行ってもらおうというような流れをされていて、非常にそこで渋滞が起こっている状況がありました。今後、古座間味ビーチにおいてもコイン式にしたほうが私はいいんじゃないかなと思うんですけども、その考えはございませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

今、管理者、管理をしている借りている方々に大変御協力をいただいて、管理をしているわけですが、それについてもですね、今後、向こうに負担がかかりますので検討したいなと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

このシャワーにつきましては、海水浴場としましては阿真ビーチとか、それからまた古座間味ビーチ、阿嘉のニシバマもあるんですけども、今、各渡嘉敷村とか、そういったところにおいては温水の施設を入れているわけですね。どうしてもお湯が出ないと、やはり使用しようと思っても毎日暑いものでもないものから、例えば4月に始まります海開きのときにですね、子供さんが泳いだときにガタガタして大変なんです。だから、こういったものは値段を上げてですね、やはり皆さんがよく来る、あちらに行ったら、そういう施設もありますよというぐらいのですね、やはり考えたほうが私はいいと思います。

だから渡嘉敷はみんな温水が入っているんですよ。だから、このようにですね、ちょっと前向きな姿勢をですね、やってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

コイン式のシャワーに関してですけど、前にですね、なぜニシバマと古座間味と料金が違うかという話をしたときに、向こうはシャワーの管理をお願いしているから、安いんだという話をされていました。ところが実際は非常に渋滞が起こってね、コイン式にしなければならないとなったときに、この料金は上げるんですか、そのままなんですか。その辺を考えておりますか、お答えいただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

管理の面ですけど、例えばニシバマビーチの場合はコインで3分間という制限があります。結局それを見

たときには、古座間味の場合は1人3分ということじゃなくて、シャワーの時間は個人によって違ってきますけど、そういう管理の違いがあります。

今後どうするかということに関してはですね、実際今、協力いただいている方々からもちょっと意見を聞いて、それからコイン式にするかどうか判断していきたいなと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

かなり慎重にやっていたかかないといけないんですよ。これはなぜかといいますと、きのうもお話ししましたが、だれの指示があったかわかりませんが、2011年からニシバマは3万5,000円と条例で決めておいて、実際は1万400円で貸していますよという、こういう事実がばれてしまうと住民監査請求が起きますよ、これ。課長は、実際は、ここはいろんなことをお願いしているから安く条例で定めているんだと言いましたけれども、でも実際はニシバマのほうが3分の1ですよ。そういうバランスもよく考えないと、あつちのもとに戻して、条例どおりのもとに戻して徴収をしないと、今、損失を与えている状況ですからね。あれ施設の改修か何かあったときに、何にも使えません。ほかのと一緒にまた持ち出しですよ。使用料はかなりはっきりやっていたかかないとね。条例は手をつけないで、古座間味のほうはお客さんに不便をかけているからコイン式にしましょうねというものでもいいんですよ。料金をどうするかは、そのときに決めればよいことであつてね。今まで実際に動いている人たちが、2件あつて、どこか1カ所でやっているんですよ、1つのお店でね。ということは、両方同じ料金もおかしいんですよ。1カ所に何かお願いして、だから安いんだと言っているんだと、もう一カ所は何でじゃあ料金を安めているんだというのも出てきますのでね、その辺もちゃんと精査してください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

たまには質疑させてください。午前中で終わりそうが、何かどうも長引きそうなので。

一番のシャワーの黒字化、阿真ビーチじゃないかなと思うんですよ。それで今、阿真ビーチのシャワーの現状はどうなっているのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

阿真ビーチの場合は、入場料の中に既にシャワー料金もひっくるめた入場料金を徴収しています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

施設そのものは、どんな環境のもとで、ほんとにシャワーが入れる状況なんでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

シャワーは管理棟の間に、炊事場と管理棟の間にですね、ちょっとしたコンクリートでできた丸い施設があるんですけど、そこから4名分ですかね、3名分ですか一気にできるようなシャワー施設になっています。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

外での話ですね、外で。聞いているのは室内で、今のニシバマ、それから古座間味みたいに室内で入れる…。もし入れる状況がなければですね、手っ取り早い提言しましょう。先ほど同じような何ですか、温水のシャワー、そういったものがあればですね、ワンコイン500円でもいいと思うんですよ。それで阿真ビーチに設けたほうが、もう間違いなく島の子供たちもその行事で海開き、それから観光客でもビーチを利用する、それからカヤックで向こうに上がる、それからキャンプ、いろいろ利用者がかなり増えます。

今、阿真ビーチの一番の欠点がシャワー・トイレなんですね。それはビーチだけでなくキャンプもやっているし、そういったところが整備されれば施設そのものの利用が増えるし、評判が上がると思います。ぜひ何とか交付金というのがありますので、古座間味ビーチもですね、観光の施設整備として阿真ビーチの温水シャワーの整備を早急に、6月の補正にしなくてははいけません。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 ニシバマビーチ観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第11号 ニシバマビーチ観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第12. 議案第12号 座間味村有繁殖豚貸付条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 座間味村有繁殖豚貸付条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第12号 座間味村有繁殖豚貸付条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第13号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第13号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第14号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第14号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更については、原案の

とおりの可決されました。

日程第15. 議案第15号 辺地に係る総合整備計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番 (大城 晃議員)

この計画の中で我々の念願でありました歴史資料館が入っています。年度では平成26年度なんですけれども、来年というか、ほぼ1年後ぐらいなんですけれども、これについての基本計画とか、それから検討委員会みたいなものは、いつごろ。まずは、基本計画はあるんですか。

○ 議長 (中村秀克)

大城直人総務課長。

○ 総務課長 (大城直人)

はい。現在、委託業者に発注しまして、基本構想をつくってもらっているところでございます。

○ 議長 (中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番 (大城 晃議員)

ぜひですね、検討委員会のほうを先に設置していただいて、その中で業者からいただいた基本計画なりを、みんなで議論して立派なものにつくっていただきたいと思います。

大まかにですね、どれぐらいの規模の施設なんですか。

○ 議長 (中村秀克)

大城直人総務課長。

○ 総務課長 (大城直人)

まだ規模とかですね、そういうものはまだ設定していません。今、総合的な基本構想として練る予定にはしています。

○ 議長 (中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番 (大城 晃議員)

この平成26年度の1億6,200万円、このいわゆる概算ですか、これが出るまでには平方メートル当たり幾らとか、そういった施設の大体の概要があるから事業費が出ていると思うんですけれども、その前に、これ担当は総務課なんですか。

○ 議長 (中村秀克)

大城直人総務課長。

○ 総務課長 (大城直人)

はい。まず一括交付金のメニューでやっております。一括交付金の歴史・文化・健康づくり拠点整備事業が、これがまず事業の最初です。そして担当はですね、プロジェクトチームという形で参事を中心としたチームで、参事を中心にですね、担当してもらっております。

○ 議長 (中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番 (大城 晃議員)

それは、総務課が主なんですか。一括交付金で総務課が窓口でやっているんですかね。教育委員会ではないですか。ない、総務課ですね。

ふだん、こういった歴史資料館なりは、どちらでも教育委員会が事務局になるような、そういった理解をしているんですけども、今回は総務課だということ。

じゃあですね、ぜひ事務局が総務課であったら、その検討委員会なり大きな幅を持たせて、大先輩も含めてですね、それから極端な話、子供も含めて、これから先の子供を含めてですね、いい検討委員会を設置して、その中でコンサルが、自分たちの計画を。もちろんコンサルにもう投げているから、しょうがないという、した話ですよ。そういったものも議論して、ほんとに平成26年度だと時間がないと思います。コンセプトとは何かというのも含めてですね、失敗がないような歴史資料館にしていきたいと思います。

この事業計画に乗ったということは議会にも多分、一般質問でも何度か出たことなので後押しはしますけれども、後悔のないようなプロジェクトチームを組んでいただいて、ぜひ一般からも意見を吸い上げるような形にしていきたいと思います。いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

貴重な提言として承ります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

7ページを御覧いただきたいのですが、ここの中にですね、2番ですけど、このなかに大岳、中岳、岳原とあるんですが、この「岳原」の字は当たっているのかな。中岳、大岳は、これではないんじゃないかなと思うんだけどね。御嶽山の「御嶽」じゃないかなと私は思っているんだけど。

それとその後、タキバル、中岳展望台を經由してとあるんですよね。あれはタキバル展望台なのか、中岳展望台なのかと、はっきりしなさいと前から言っているんですよ。地図にはタキバル展望台と載って、中岳のところ来て、中岳のお宮の近くから、御嶽の近くからタキバルが載っているんですけどね。その案内には中岳展望台になっていますよ。バイクの仕事でバイクを貸してなんかしていますので、そのお客さんが、すみません、おじさん、タキバル展望台はどこにあるんですかと、中岳展望台はあったけど、タキバル展望台はないんですよと、入り口がわからなかったと。そういうことも何度かあるのでね。だから苦情はこういうふうにありますよと、私は何回も役場には言っているんだけど、どっちがどっちなんですかと、はっきりしてくださいと。

あれはタキバルにあるのですよ、タキバルの頂上にあるのですよ。だけど、確かに入り口は中岳のお宮に近いんですね、20メートルしか離れていませんよ。だからそこに、その上り口に中岳展望台と書いて、上に行ったらタキバル展望台では話にならないわけですよ。これを、だからこういう文書にも、整備計画書の中でも、これ間違えていたらまずいので、こういうのはしっかり精査して案内板を変えとかね、やってください。あれタキバルとしか書いていませんよ。でも入り口は中岳展望台入り口と書いてありますから、不親切な案内はやめていただきたい。だからこういうものも計画書で出すときには、ちゃんとそれを確認してくださいよ。よろしく。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

このような整備計画の中で、4年間をかけて3島ですね、阿嘉・慶留間・座間味、このようなすばらしい施設整備、そしてまたいろんな整備ができるということは、すばらしいことだと思います。これがですね、全体で完了した場合には、すごいほんとにいい村になるんじゃないかなと思います。ぜひこれが変更のないようにですね、しっかりと職員の皆さん、頑張ってください。

そこですね、一つだけチェックさせてください。座間味のほうは計画の概要の中でですね、これは4ページですか、座間味は平成25年度から28年度ということで、平成28年だから4年計画で計画されているんですけども、7ページですね、これは阿嘉のほうですね。村道後原線の舗装工事ということで7ページの3番のほうに平成25年度から平成28年度と、4年間と書かれているんですけども、これは平成26年度から平成28年度までの3カ年になるんですかね。私の見方がおかしいんですかね。8ページのほうには平成26年度から平成28年度まで3年計画で入っているんですが、その辺はどうなるんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

様式上、平成25年度から平成24年度という様式を設定して、内訳としては確かに計画そのもの自体は、全体としてこれが平成25年から4カ年計画という形でやっているもので、その様式上のものをとらえたかと思えます。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

はい、わかりました。平成25年度からとあるものですから、もしかしたら阿嘉の後原線も平成25年度からスタートするのかなと思ったものですから。平成26年度からということですよ。はい、わかりました。

じゃあもう一点ですね、これは村道は阿嘉後原線の舗装工事と書いてあるんですけども、これは舗装のみの工事になるんですか。私の希望としては舗装だけじゃなくてですね、3年計画で平成26年、平成27年、平成28年でやるわけですから、ぜひこれに伴ってですね、一緒に崩れやすいのり面とか、側溝とか、いろんなものがありますので、その辺も踏まえてですね、中身もちょっと踏まえてしっかりと整備していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか、課長。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

後原線はこれからの整備になりますが、今言われた舗装以外、のり面等についてもですね、この計画の中でしっかり調査して進めていきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

この辺もですね、しっかりと何か今まで何十年もかかった、お願いしてですね、地域住民からお願いして、やっとなりそうなの計画ですので、しっかりと頑張ってやっていただきたいと思います。

もし変更があった場合には、私が議員の間は、ずっと一般質問を出しますので、よろしくお願ひします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質問ありませんか。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほどは、何か字の間違ひではないかとか、場所の間違ひではないかということをやったんですが、これは阿嘉と慶留間の件ですが、自分たちは前から津波災害が起きた場合の避難方法として、いわゆる出してきたんですが、それもこの辺地のあれで一緒に生かせなかったかなと思つてね。阿嘉のこの真ん中から、何ていいますか、グスクのところまで行く道とかね、あと慶留間のお宮のところから山にですね、上つていけると。やはり一番はここですからね。

だから、こういうのは予算の中で計画しているかどうかわかりませんが、それをですね、合わせた感じで持つていってもらったらよかつたなど。

慶留間は特にあれですよ、シカの保護地域であるので、その辺はまた文科省あたりからの予算がもらえる。だから、これは教育委員会とも関連してくることだと思つてですね。

今、お宮といひましても上のほうですけども、そちらまでは舗装されているんですよ、コンクリートで。そこからですね、阿嘉の集落が見える範囲まで西側にですね、昔は道がありました。だからそこをきれいに伐採してやって、その周辺でですね、シカが何ていふのかな、集まってきたえさが食べられる状態。要するに倒木したりとかですね、そういうものにして、火を入れて低層木をつくつて、シカが常にえさを食べるために集まってくると。そうすると、そこは避難道になって、さらにそこで観光誘客もできますしね。あと展望台的な役割を果たしますのですね。

1つの目的のために1つの仕事をするのではなくて、1つの仕事によって3つも4つも生かしていけるといふ、そういう計画をしてほしいと思ひます。

座間味のちょうど阿佐からの道もそうですね。単なる避難道ではなくて、ふだんは観光客が何ていひますか、トレッキングができるように。また景色が、逆に海が見えないとだめですから、周辺の環境整備もまた必要になりますからね、そういうことも含めて、そういう計画はですね、出していただきたいと、私の希望でありました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質問ありませんか。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この辺地総合計画は、ほんとにすばらしいと思ひます。このように事業が執行できるということ、それは特にお願いしたいと思ひます。

ちょっと1件でございますけれども、平成27年度に私どもの船の代船としまして、船の建造を計画しているわけでありましてけれども、建造委員会の設置につきまして何年ごろか、今年度でやるのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公 営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑、建造委員会は4月に立ち上げる予定です、来月になりますかね。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

はい、よくわかりました。フェリーざまみをつくったときにですね、大変そう言ったらあれですけども、非常に余り見ても、余り格好のよくないフェリーざまみとよく言われたわけですね。これについては、ほんとに貨物船かと言われたこともありましたので、建造委員といたしましては、あちこちの船、今、新しい船がたくさんあちこちにできております。こういったのをですね、ほんとに見聞しながらですね、よい船をつくるようにお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 辺地に係る総合整備計画についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第15号 辺地に係る総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

これで午前の会議を終了いたします。午後は1時30分から開会いたします。ご苦労さんでした。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これから午後の会議に入ります。

日程第16. 議案第16号 平成24年度座間味村一般会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

若干問いたいと思います。11ページでございますけれども、航路事業に9,100万円の黒字があります。これにつきまして、それとも総経費の中の9,100万円なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

一般会計から9, 124万2, 000円、これは主に大きいのがですね、当初予算で赤字を見込んで、国・県から補助金をいただくということで大体5, 900万円ぐらいの補助金をいただくということであつたんですけど、損益計算の国の監査で去った12月でしたかね、赤字にじゃなくて黒字に転換したものですから、その分のまだ確定はいただいてないんですけど、今月の末、中旬あたりに来ますけど、予測で一応おおむね大きいのが9, 124万2, 000円のうち5, 900万円余りの減という、補助金がなくなりますので、その分の一般からの持ち出しということが、これが一番大きいものと旅客の220万円の減、それと貨物の350万円の減、ごめんなさい、旅客の2, 200万円の減ですね。これは主に一番大きいんですけど、8月にクイーンだけで37回の欠航がありまして、特にまた9月の3連休に欠航がありまして、それが一番尾を引いた形で2, 200万円の減と。大きいところは、この3点が一番大きい原因で、それで一般会計からの9, 100万円余りの繰り入れというふうになっています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

よくわかるようで、わからないですけどね。昨年度は、船の、今のクイーンざまみですね、4, 000万円余りを一括交付金で買い取ったわけですね。これにつきましては、それだけ安くなっているかなと思って、去年は9, 400万円を繰り出しているんですよ、同じ3月にですね。今度の場合は、これだけ4, 000万円も減にして、幾ら赤字でもそれだけ浮いているのかなと思ったら余り変わらないんですよ。だから、補助金がなくなったとか言うんですけども、その場で繰り出して、繰り出しが1億8, 000万円も一般から全体的に出しているんですけども、これにつきましては新造船をつくりましたら、ますます多くなるんじゃないかと非常に心配はやっているんですけども、これ、ほんとにもう実際それだけ繰り出さなければいけない数字なんですかね。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。

予算として。繰入額が9, 124万2, 000円、これが確定見込みというふうになります。

それと先ほどの旅客の2, 200万円、国からの5, 900万円で余りの補助もほぼ変動はないというふうに見ております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

補助金が減免になったのと、例えば大まかなものですよ、例えば言いたいのは燃料が高くなったのか、その分また多くなったかですね。というのは、なぜかというと4, 500万円は、去年は払わなかったわけですよ、一括交付金から払っていますから。だからこれだけ分は変わるのがほんとじゃないかと思っていたんですが、変わってないですよ、何も。去年は9, 400万円を繰り出しているんですよ。今度は、ただの300万円しか減になっていないですね。だから、これにつきましてはほんとに4, 000万円余りの、それだけ同じように出たのかというのが非常に不思議なんですよ。

だから、補助金が例えば何千万円も減になったとかいった場合にも、こんなまで4, 000万円まではないと思うんですよ。これが、何も払わなければいいんですが、船価もみんな払ってしまったんですよ。だ

からドックの費用も毎年変わらないと思いますよね、ドック賃も。だから、ちょっと不思議だなと今思っているから、今、聞いているんです。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。

まず一般会計から9, 124万2, 000円、この理由として旅客費、フェリーとクイーンがまず2, 200万円の減というのは、8月にクイーンが37回の欠航で、フェリーが10回、延べ47回の欠航と。9月が、フェリーが5回にクイーンが20回、すみません15回、計20回。8月、9月で大体67回ぐらいの欠航ですから、これ単純にクイーンだけで計算しても8月は3便ですので600名、この半分見ても、半分以下になっても350名に例えば見ると、これ3便で計算すると、1万2, 900人ぐらいの減なんですよ。これを金に換算すると、7, 700万円ぐらいの減、8月だけで。それが一番2, 200万円の大きな減と。

それと6目の、すみません7目の補助金ですね、損益計算で黒字のほうに転換しましたので、約500万円の。確定ではないんですけど、今月の中旬から末あたり確定が来ますので。それで5, 900万円の、5, 942万7, 000円の国・県の補助金をいただくということで予算計上してありましたけど、これが丸々なくなると。

それと、先ほどの燃料がですね、当初予算で82円を計上してあったんですよ。それが、あれを見積もったのが12月、どうしても当初予算は12月にやらないといけなものですから、その当時は82円、4月スタートが91.5円になったもので、それからいろいろ船の欠航もありますけど、フェリーがまた、クイーンの燃料の増減はありますけど、そこら辺の差が出てきて、燃料費が692万3, 000円というふうな今回の補正額になっているのが大体一般会計からの9, 124万2, 000円の持ち出しというふうな原因がそういうふうになっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

とにかく大まかなものは今みたいに収入の減でございませけれども、補助金の減とか、そしてまた台風による旅客の減になって、そういうことが生じたと、これで解していいですね。では、これで終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、会計課からの繰入金の件で、課長の話の中でフェリーとクイーンが、かなり欠航が多かったという話がありましたけれども、最近見ているとですね、何でとまるのかなという欠航の仕方が多いんですね。

この間、私、那覇にいるときにクイーンの2便で帰る予定がクイーンの2便、欠航になったんですね。

きょうのフェリーが入る時間に行きましたら、フェリーの船員に逆に聞かれたんですよ、クイーンの2便は何で欠航したんですかと。何で私が管理責任者でもないのに、私に聞かれたんですよ。私、荷物を預けに行ったのでね。帰る予定が帰れないものだから、荷物を持っているからフェリーに預けようと思って行ったんですよ。何故か、私が聞く前に反対に聞かれたんですよ、何でそうなったんですかと。わからないけど、何でそんなに荒かったのかと聞いたら、いや、何の嵐でもないですよと。燃料の節約のためにとまったのかなと。いや、私も思いますよ、ほんとに。最近、そういうものが多いものですからね。絶対走れるとわかっている、何でとまったのかかわからないというのが結構あるんですよ。

この間もフェリー、先月の17日、18日あたりじゃなかったですかね。修学旅行が入るんだけど、前日は、座間味に翌日に阿嘉に入る予定だったが天気予報では5mから2.5mになっているんだけど、船は欠航している、何で止まったんですか、2mから5mのとき船は出ますよね、そういうことは出来るのに5mから2mになるとき船は出さないのか、そのとき渡嘉敷は午後から出ていますよねという話になるんですよ。その辺、課長どう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。

運航管理者と船長と、隣村が欠航するかということで、こっちの欠航というのはないですよということで、最近、常々強く言っています。

それと、欠航は予想されても午後から欠航とは放送するなということでお互いみんな経営会議でも話をし、船長にもその旨伝えておりますけど、何か知らないけど、たまに運航管理者に相談もなく、きょう欠航するからねということで、これが二、三回あるものですから、今後それを徹底してないようにということで進めていきたいと思えます。

ほとんど今回は、大体金曜日が、欠航が多かったような感じも見受けられますので、確かに今、情報時代で1時間間隔で見えますから、そこら辺もちゃんと調節させながら欠航を決めていきたいと。それと、ちょっとしけたら7時15分あたりぐらいに出勤してもらって、しけそうだったら。十分運航管理者とも相談しながら、させたいなという考えも持っています。8時には決断しないといけないものですから、電話で5分ではちょっと厳しいと思うんですよ、お互いが、そういう情報を取り扱いは。まず地元にも聞かないといけないし、確かに船長は隣村、他村の船の運航もいろいろ聞かないといけないと思えますけど、ただ私としては隣村、渡嘉敷村よりは、港はかなり整備されているということ、自分たちは受けていますので、実際に向こうの船長からも、かなり港はいいと。向こうの東風の場合は、渡嘉敷の場合はだめだけど、ここは何でもないよという、向こうの船長からも聞いて、うちの船長にもそういう、みんな話はしてあります。そこでまた随時、十分話し合って、今後ないように。

とにかくこちらは、あくまでも午後の便がすぐ欠航とは言わないというふうには指示はしております。できるだけ検討中ということで。向こうについてから、どうするかということで話をしていますが、すぐ朝からたまに欠航しますからということで、運航管理者も悩んでいるところである。そこら辺も十分慎重に指示するように、また指示したいと思えます。御提言ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今現在の運航管理者は、どなたになっておりますか。教えてください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今現在、運航管理者は所長、宮平君です、那覇出張所所長です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

那覇所長が運航管理者ということですが、私、たまたま皆さんにも御迷惑をおかけしたんですけど、私の父が亡くなったときにですね、午後3時の便で12月2日にですね、島に帰ってくるということでクイーンざまみのほうを予約したんですね。1便は出ているんですよ、2便は検討中と言っていたんですね。そのときは午前中のほうが荒かったんですよ。フェリーもそのときは、修学旅行があるということで、たまたま3時発だったんですね。クイーンざまみに行こうとしたら、クイーンざまみはきょう、出ませんと。2便は出ませんという話で、時間が一緒だったものですから、たまたま乗せてきてもらったんですよ。そのときに、所長に話を聞いたんですね。クイーンは、1便は出て、なぜ2便は出ないんですかと言ったら、船長が出ないって言っていますから出ませんと。向こうは管理者が判断する話じゃないですか、逆にね。船長が出ないと言っているから出ませんと言っているんですよ。私は相当荒れているんだろうと思って、船に乗って外に出て来ましたら、修学旅行生が来ましたからね。港から出るときに、外にいたら波をかぶるから中に入ったほうがいいよということで、指示して中に入れたんですよ。

そうしたら島につくまでですね、港の中を走っているのと同じなんですよ。波が全くないんですね。なぜそういうふうにして、とまるのかわからないですね。だから欠航率が高くなるのは、そういう判断ミスもあるんじゃないかなと。あるときには、ちょうど島の学校の子供たちが大会で出ていたんですよ、その帰りだったんですね。だから船の中は、ほんとに難民船状態ですよ。その子供たちもクイーンざまみで帰るはずだったんですね。教員含めたら四、五十名いましたよ。そこに修学旅行、私の身内も二、三十名乗っていますからね、船の中はほんとに足の踏み場もないぐらいいっぱいだったんですね。相当荒れるんだろうなと思いつつ、帰ってきたら、ほんとに何でクイーンざまみは欠航したのかなと、燃料の節約かなと思えましたよ。そのときに、だから那覇所長に聞いたら、船長がとまると言っていますからとまりましたという話なんですよ。荒いからとまるんじゃないかと、船長がとまりますと言っていますからとまりますと。とんでもない話ですよ、これ。あのときに、すごい嵐だったら、私もこんなことを言いませんよ。ほんと、たらいの中ですよ、波一つないわけですからね。そういうもので欠航率を上げておいて、何ていうかな、収入が減りましたでは、これ通りませんよ、これは。そのときに何ていいますか、2月ですか、1月だったか、17日、18日の修学旅行の受け入れ準備している、食料品なんか買い込んだ宿などは大変な話ですよ。船は、実際は出られるんだけど出なかったという。食料品を前もって買い込んでありますからね。それが来なくて翌日も翌々日も観光客がいっぱいして使えるんだったら、まだいいですよ。使えない状態で、夏まで持たすかと言っても持ちませんからね。そういうことも考えながら船の運航をしてもらわないといけませんよ、はつきり言います。特にクイーンざまみ、最近おかしいですからね。とまるのが多過ぎます、余りにも。何でこんなときにとまっているの。あるいは那覇は一文字から波が越えない限りは大丈夫だという話があったけど、今、外に出ても何の波もないのに欠航しているというのはね、それちょっと考えものですよ。運航管理者、あと船長などに、よくその辺を注意してください。

観光でわざわざ来る人も、船がないから、2便がないから1便でも来られませんという人も結構いますよ。だから収入を、例えば燃料を食い過ぎるから、クイーンざまみは1便だけにしたいというのであればですね、

燃料の消費量というか、値段的に少ないフェリーを10時ではなくて9時に出発させて、すぐ往復させて2往復させるとか、間にクイーンざまみを入れるとか、そういう考え、工夫も必要ではないでしょうか。そうすれば、燃料代で赤字になるという、そういうものの解消にもつながっていくんじゃないですか。せっかくつくった経営改善委員会も何か解散したみたいですが、解散したのか何かわかりませんが、今、機能していないみたいですが、そういうものを話し合っ、て、こういう経営に生かしたらどうですか。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

同じようなことなんですけど、逆にお伺いします。

この間の成人式もそうですけど、大みそかも絶対船が出ないような状況で船が出ていますよね。確かに今も言ったように、船は運航したほうが便利です。本来は、一番の基準は何かと言ったら安全ですよね、安全航行。この運航管理者及び運航に当たっての判断基準というのがあるのかということと、1点。それに基づいてやっているのかということと、それと運航管理者は今、所長がやっていると言うんだけど、出勤時間は何時なのかな。これ船長と話していると言うけど、実際事後承諾なのか、何なのか。とめるならとめる、明確な基準のもとでとめる。それは、私はこれもサービスだと思っています。今の状態で事故が起こったときに、だれがどういう責任になるのか。私は、はっきり言って年末、大みそか、それからこの間の成人式、なぜ船を出したのかと非常に疑問を持っていますよ、ああいう状況の中でね。確かに運航できる状態だったかもしれないけど、ところが今みたいに逆のこともあって、そういったなぜ船をとめるかという批判があるから無理に出しているという部分もあるのかなと。では実際、運航基準、判断基準、意思決定の部分の明確な基準があったり、責任があったり、役職の責任で、個人名でそれをやる、こういう判断でやりましたということであるんだしたら、いいんですけど、そこら辺どうなっていますか、ありますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。

運航基準としまして国が3メートルまでですね。フェリーが4メートルというふうになっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

一応だから紙に書いてあることで、実際そうなっていますかということなんですけどね。今、ペーパー上そうでしょう。でも、違うでしょう。だから、今みたいにいろんなことが出てくるのであって、まず、ではちょっとだけお聞きしたいんですけども、定期船運航の最優先の判断基準は、判断は何ですか。要するに便利性ですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

あくまでも予報に対する判断をしますので、そこら辺が、安全基準からいうと3メートル、あるいはフェリーが4メートルというふうにありますので、それ以上に出したり、あるいはそれ以下に欠航したり、

多々あります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

ちょっと質疑の趣旨が違いますね。私が言いたいのは、まず最優先すべきは安全ですよ。人の命を運ぶ運搬業務において一番大事なのは安全ですよ。それが確保されて初めて運航ですよ。そこら辺のことは、ちゃんとされているのかということですよ。ではどこでやっているのかということ、毎日。そういった意識のもとでやっているのか、気分でやっているのか、圧力でやっているのかですね。今の状態からすると、そういうふうにはしか見えないということが、非常に不信感を持っているということであるから、ちゃんとした意思決定の中での物差し、今みたいにちゃんと答弁できるような形での運航体制になっているかどうかということですよ。

ですから、今、運航管理者は所長と言っていますが、所長は毎日その話をする時間帯に来て、船長とそういう話をしているのか。その報告する結果を、ちゃんとして村長に伝えているのか。皆さん、8時半出勤ですよ。欠航、出る出ないは8時ですよ。すべて事後処理じゃないですか。そういう体制もないわけでしょう。課長は非常勤だから、電話連絡しているか知らない。でも運航管理者、要するにそのものはどうなっているのかなと思って、非常にさっきみたいに、ほんとに私も乗っていて、なぎの状態です。欠航、高速で聞くことがよくあります。

ただこの間、年末から今年にかけて考えたのは、波予想がめちゃくちゃでも大みそかは出ていました。びっくりするぐらい出ていました。聞いたら、ほかの離島も出ていました。なぜかと言ったら、生活とか、いろんな物資とか、いろんな問題が出て出している。要するに冒険者ですよ。定期船は、そういった形でやるものではないんですけど、そう出ているにもかかわらず、ではあそこまでできるんだったら、何で通常の欠航があるのかということですよ。私は、それに対して非常に疑問を持って、今、質疑をしているんですけどね。質疑の趣旨わかりますか。だから、それはちゃんとさっきのペーパーに書いた3メートル、3メートルという話で、実際運用されているんですか。それとも船長の気分、運航管理者の気分なのか、もしそうであれば、ほんとはここに呼んでもらいたい。運航管理者を呼んで答えてもらいたいわけさ。なぜ、何月何日のあれは、どういう判断をしたのかというのが知りたいんですよ。すみません、ちょっとそこら辺、さっきの答えしかできないのかな、ペーパーでの。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

安全面からしますと、船長はやっぱりそれを考慮して判断します。ただ先ほども申したように予報ですので、それが基準を超えたり以下になったりして、いろいろ運航したときもあります。

これは、決定権といいますか、それは船長の判断でやっております。

それと欠航した場合、村長にはその運航管理者からの電話でもって伝えて、連絡はしております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

いや、ですから、ではその村長の、村長ではなくて船長の判断が物すごい頻度で間違っているという状況に対しては考えないといけないですよ。そういうことですね、関係なく。それに対して評価もせずに、村長に報告して、それ事後報告でしょう、多分。今起こっている話の話、欠航しなくてもいいというのに欠航

しているのではないかという疑問に対しても答えられない。さっき安全にという、確保できているかという部分にも答えられない。行き当たりばったりで運航していますということですよ、今の話は、答弁は。予報じゃない、予報に対して、どういうふうに解釈をするという基準もないということですよ。

この話は数年来、ずっと同じ住民からも出てきて、確かに住民は自分たちの自己都合で苦情を言いますよ。でも、それに対して日ごろの体制、欠航することに対して答えてできるというのは、あくまでも安全を重視していますという、まず第一、揺らがないことをやっぱり言わないといけないと思うんですけど、どうですか、管理しているほうは。ちょっとしつこいかな。いや、ちょっと安全面について非常にこの間から疑問に思っています。これ事故が起こったら、どうするんだと思って。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

一応締めますので、ぜひこの基準をですね、管理者を含め執行部で整理していただきたい。ある程度胸張って、毎回毎回そういうふうに言われるのではなくて、その判断基準というのでも整理していただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

一般会計の補正予算の聞きたいのがありました。思い出しました。5ページ、繰越明許費の、この土木費の道路橋梁費、座間味阿佐線道路改良工事と道路ストック総点検事業、これの財源、それから事業概要、着手・完成予定をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

座間味阿佐線の道路改良工事の事業概要ですか。これは、まず平成24年度ですね、まず今年度から、今年度は国の経済対策として沖縄振興交付金事業の補正があつて、それに伴い社会資本整備に関する事業ということで座間味阿佐線の整備工事に係る補正予算の追加がありましたので、その分として、まず今回繰越明許費のほうに2,061万9,000円を計上しております。

今年度事業につきましては、阿佐側から約130メートルを平成24年度で整備する予定です。平成25年度は、逆に古座間味が座間味側から約150メートルぐらいですけど、整備をしていく予定です。これについての補助率は80%となっております。

それから道路ストック総点検事業についてなんですが、これも実は国の緊急経済対策において道路の社会インフラの整備、インフラの総点検を速やかに行うようにとのことでありましたので、本村においては村道について調査をしたいと思います。調査については設計事務所に委託し、実施することになりますが、今後、村道整備については、この調査結果を踏まえて整備することになりますが、これは補助事業で総点検に入り

ますが、事業費が600万円なんですが、これは70%補助で420万円、今回の補正予算の国庫金のほうに計上しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

この2つとも平成24年度緊急経済対策で、この間やったものだから繰り越しするということですね。

○ 産業振興課長（宮村英美）

そうです。

○ 1番（大城 晃議員）

阿佐線の道路改良工事、この繰越分の阿佐側からやってくるというのは、いつごろ初めて、いつごろ終わる、年度分の終わる予定ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは、設計は既に済んでおりますので、事業開始はこれから認可申請等をやりますので、事業自体は4月1日からの開始になると思います。

4月1日からやりまして、10月、11月ごろには完了すると思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

くれぐれもふだん使っている座間味阿佐線なので、その道路の障害にならないようにですね、交通量に注意してやってほしいと思います。

それからその道路ストック総点検事業は、村内の座間味・阿佐・阿嘉・慶留間、すべての道路のポイントでこの点検をされるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

はい、村内の村道、例えば座間味ですと高月線ですね。それから阿嘉の後原線とか、そういうところの調査をいたします。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

はい、わかりました。以上で私の質疑を終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成24年度座間味村一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第16号 平成24年度座間味村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第17号 平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

これは引き続きと言ったら、冗談ですけどね。航路会計は黒字になったという先ほど話がありましたけど、黒字になって離島補助、赤字補助はなくなったという話ですけど、どのくらい黒字になったんですか。教えてください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。

黒字になったのは506万5,000円、まだ確定ではないけど、見込み額でそういう黒字に。確定は中旬ごろに国・県から来る予定です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

補正予算であれですけど、黒字になった少し要因とか何とか教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

一番の要因としては、先ほどの国の買い取り、それにリース料、そういったドック費用が1億円余りから、今9,500万円ぐらいに費用が下がったということと、それが主に…。

それと燃料が1億3,700万円から1億円ちょっと、すみません資料を持ってなくて。そこで燃料のほうも使用が減ったということですね。燃料が、それは欠航等もいろいろあるものですから、この1年間でいろいろあるものですから、燃料はわずかではあるけど、減になったと。単価的にはちょっと回答できませんけど。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今、それでは欠航が多いから黒字になったという、とらえ方もできるということですか。要するに先に500万円・500万円、1,000万円ですよね。結局この1,000万円、黒字600万円の中のうちの1,000万円はそういった理由に。そのため5,000万円の補助金は受けられなかったと。それで

黒字になった原因が、もしかしたら欠航の率が高いからということにもとらえられかねないんだけど、すみません、ちょっと意地悪かな。そこら辺、どういうふうに理解すればいいのかな、建設的な物の考え方をする場合に。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

その点について、クイーンの減価償却もなくなったものですから、それも…。

○ 6番（宮里清之助議員）

わかりました。後で、資料で出していただけますか。

○ 公営企業課長（野崎 康）

後で資料提供します。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

補正予算の関係ですので、では参考資料ということで、後で出していただければ助かります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

私は手短かに質疑します。6ページ、歳入ですけれども自動車運送運賃と貨物運賃の過年度分ですね、2つ、50万円と150万円、これの主な要因ですね、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑、150万円の減についてですけど、今現在、過年度分が当初550万円を見込んでおりまして、大変申しわけないけど到底見込められないということで150万円減をしております。

現在、過年度分が77万2,000円しか…、車と合わせて、車はこれにないですけど77万2,000円に、これ1月分減でですね、当初予算の見込みが非常に甘かった、あるいは徴収するということでやったんですけど、到底できないということで現在150万円の減と提案しているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。要するに過大見積だったということによろしいですね。過年度分の徴収率でいうと何%ぐらい、大体通常過年度分に関しては25%前後ぐらいの率で設定していたと思うんですけども、今回これは過大見積として、私がいつかな、去年かおとし、過年度分93%以上で設定してくださいということを、ちょっと言ったことがあるんですが、これ率でいうと、どのぐらいの今回、設定していたんですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

率でいうとわずかに10%です。未収入が3,100万円あります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

要するに10%…、要するにもととの目標設定が10%だったということですか。それに対して今、これだけの減になっているということは、さらに低い数%しか徴収できていないということによろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

はい、そのように御理解してもらいたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。過大見積りで、あとやはり徴収努力も含めて、非常に今の数字だけを見る限りでは徴収努力してないのではないかなと思う、とらえられても仕方ないことだと思いますので、また一度、課長、ペーパーでデータ資料をもらうこともよろしいですか、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

難しい質疑ではありませんので、よろしくお願いします。ちょっと私、中身的にちょっと知りたいものが、勉強したいものがあるものですから。7ページですね、船員費の中で一般会計から、これは259万2,000円ということで、その中から時間外手当ということで200万円ちょっとですね、あるんですけども、この船員の場合の時間外手当というのは、私の考えですけども例えば阿嘉島、座間味島に停泊したときの時間外、そしてまた台風時のときに、どうしてもやはり船員は船のほうに何名かいないといけないというふうな形の部分の時間外なのかなと、私は自分なりに解釈はしているんですけども、今回特に台風があつて三十何回かですか、欠航があつたため、そのための時間外手当が出てきたのか、その辺ちょっと私も対応的にですね、知りたいものですから。ひとつよろしくお願いします。教えてください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。

時間外に対して船員組合との協定を結んでおりまして、通常フェリーが2時発の場合と3時発の場合、クイーンが4時発、あるいは3時発ということで、その時間に対して割り当てが与えられ…、協定しております。例えば3時発の場合は今、0.5時間、フェリー。クイーンは発生しないと、2便ですので。クイーンが4時発の場合は、また3便の場合は3時間と。フェリーが3時発の場合1.5時間と。それを支給しなさいということで組合との協定を結んでおりまして、船が例えばクイーンなども7月、8月は3便ですので、1日1人当たり3時間を、時間外を支給しなさいというふうに協定を結んでおりますので、そこら辺の時間外不足で260万8,000円というふうに今回計上しています。

これは12月、1月に、ちょっと船員が病休等、2人あつたものですから、これの休日出勤も絡んで、休んだ場合、そのかわりに職員がちょっと、船員が臨時的に船に乗らないといけないものですから、それで今回、206万8,000円を計上しております。これは12月から3月分までの概算分ですね。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

今の説明の中では、私、自分の考えなんですけれども、例えば9時に出港しますと、例えば船員が8時に出勤して阿嘉・慶留間・座間味、そしてまた那覇に帰ったときに、例えば5時に着いたとして、その勤務時間帯以外の手当なのかということでは私は解釈していたんですよ。今、課長の説明の中では、例えば運行時間が変わったときに、例えばこれが9時出港なのか、3時出港なのか、4時出港なのかの中での、部分での、この規定の中で残業手当が幾ら幾らつくということで、それもあるということですよ。時間外、例えば5時まででけれども、何か先ほど説明したように台風とか、そういうときの時間外だけの問題ではないわけですよ。わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第17号 平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第18号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第18号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第19号 平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第19号 平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第20号 平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第20号 平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第21号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第21号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散 会（午後3時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 金 城 勝 英

署名議員 金 城 善 昇